

デイサービスセンタースイム
(指定通所介護・指定日常生活支援総合事業運営規程)

(事業の目的)

第1条 有限会社ソーシャルサービス周が開設するデイサービスセンタースイム(以下「センター」という。)が行う指定通所介護事業及び指定日常生活支援総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護及び指定日常生活支援総合事業の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が、要介護状態及び要支援状態と認定された被保険者(以下「利用者」という。)に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2、センターの従業者は、指定日常生活支援総合事業の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3、センターの従業者は、指定通所介護及び指定日常生活支援総合事業の提供に当たっては利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4、センターの従業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知障害の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。
- 5、センターの従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に務めるものとする。
- 6、センターの従業者は、事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一、名称：デイサービスセンタースイム
- 二、所在地：沖縄県うるま市字栄野比753番地の2

(従業者の職種、員数)

第4条 センターに勤務する員数(定数)は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| 一、管理者 | 1名(常勤兼務) |
| 二、看護職員 | 2名以上 |
| 三、介護職員 | 6名以上 |
| 四、生活相談員 | 2名以上 |
| 五、機能訓練指導員 | 2名以上 |
| 六、運転手 | 1名 |

(従業者の職務内容)

第5条 前条の従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- 一、管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二、管理者は、従業者の協力を得ながら、通所介護計画を作成する。
- 三、看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四、介護職員はサービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う。
- 五、生活相談員は、利用者やその家族の処遇上の相談、通所介護計画指導を行うと共に関係機関との連携及びボランティアの育成を行う。
- 六、機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 七、運転手は送迎業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一、営業日 月曜日～土曜日及び祝祭日を営業日とし、
休日は、日曜日とする。
- 二、営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- 三、サービス提供時間 午前9:15から午後4:15

(利用定員)

第7条 センターの実施する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

通常規模事業所 定員 40名

(提出書類)

第8条 センターを利用しようとする者は、下記の書類を事業者に提出するものとする。

- 一、通所介護利用契約書
- 二、その他センターが必要とする書類

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護及び指定日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとする。

- 一、相談援助サービス
- 二、通所介護計画
- 三、機能訓練（プール歩行訓練及び日常動作訓練）
- 四、介護サービス
- 五、健康状態の確認
- 六、送迎
- 七、入浴サービス
- 八、給食サービス
- 九、その他利用者に対する便宜の提供

(利用料)

第10条 指定通所介護及び指定日常生活支援総合事業の利用料は、介護報酬の告示上の額

とし、それ以外で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は別に利用料金を徴収する。

- 一、食事代 600円
- 二、レクリエーションやクラブ活動での材料代(実費)

2、前項の利用料金の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(緊急時における対応)

第11条 従業者は、サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連携する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 センターの管理者は、各種災害に即対応できる十分な防災対策を講じ、防火管理者を定め、防災計画、保守点検、消火訓練、通報・避難訓練等を年2回以上実施する。

2、サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は必要により利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該ご家族・当該居宅介護支援事業所に連絡を行なうと共に必要な措置を行う。又、事故状況の記録等から事故再発防止のための措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。ただし、当センターの責に帰さない事由による場合はこの限りではない。

(利用者の守るべき事項)

第14条 利用者の守るべき事項は次のとおりとする。

- 一、風紀を乱さないこと。
- 二、洗面所、便所は常に清潔を保つようお互いに注意をするよう努めること。
- 三、センターにおいては、高声騒音を慎むこと。
- 四、センター内では、許可なく酒気を帯びてはならないこと。
- 五、喫煙は、所定の場所以外ではいけない。
- 六、許可なく無断外出してはならない。
- 七、故意又は無断で施設の設備、備品等に損傷を与え又これをセンター外に持ち出してはならない。
- 八、事業者の許可なく施設内で政治活動、物品販売等の行為をしないこと。
- 九、サービス提供時間中、必要としない火器、凶器、その他の危険と思われる物品を所持しないこと。
- 十、センター内での宗教活動は、禁止いたします。
- 十一、センター内へのペットの持ち込みは、禁止いたします。

(通常の事業の実施地域)

第15条 通常の事業の実施区域は、うるま市、沖縄市、金武町、読谷村、嘉手納町、恩納村とする。

(苦情処理)

第16条 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先) 担当者を設置しなければならない。

(従業者の業務の心得)

第17条 従業者は、関係法令及び他の規律等、諸規程を遵守し協調の和をもってセンターの秩序を維持するものとし、次の事項に留意しなければならない。

- 一、利用者に対しては、人格を遵守し「明るく、親切、丁寧」を旨としてサービスの向上に務める。
- 二、向上心をもって、より高度な専門知識と技能を身につけるよう努力を怠らないこと。
- 三、常に健康に留意し、明朗な態度を心がけるように務めること。
- 四、お互いの創意工夫により、仕事の能率と質の向上に務めること。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第18条 センターは、利用者の利用する施設及び備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2、センターは、従業者に対し伝染病に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 従業者は、質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2、(秘密保持)

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約内容とする。
- (2) センターは、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は当該利用者又はその家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

3、身体の拘束、秘密の保持、要望又は苦情等の申出、並びに賠償責任については別紙利用契約書に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第20条 指定通所介護事業者及び指定日常生活支援総合事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2、通所介護事業者及び日常生活支援総合事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- (1) 通所介護計画書
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則： この規程は平成17年9月1日から施行する。

《改 定 》

この規程は平成17年10月 1日から施行する。

この規程は平成17年11月 1日から施行する。

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は平成18年 5月 1日から施行する。

この規程は平成18年 6月 1日から施行する。

この規程は平成18年10月 1日から施行する。

この規程は平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は平成19年 5月 1日から施行する。

この規程は平成19年 5月21日から施行する。

この規程は平成20年 8月 1日から施行する。

この規程は平成20年11月 1日から施行する。

この規程は平成20年12月 1日から施行する。

この規程は平成21年 2月 1日から施行する。

この規程は平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は平成21年 5月 1日から施行する。

この規程は平成21年10月 1日から施行する。

この規程は平成21年10月16日から施行する。

この規程は平成22年 1月 1日から施行する。

この規程は平成22年 2月 1日から施行する。

この規程は平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は平成23年 1月16日から施行する。

この規程は平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は平成24年 5月 1日から施行する。

この規程は平成24年 8月 1日から施行する。

この規程は平成24年10月 1日から施行する。

この規程は平成25年4月 1日から施行する。

この規程は平成26年5月 1日から施行する。

この規程は平成26年7月 1日から施行する。

この規程は平成26年8月 1日から施行する。

この規程は平成28年4月 1日から施行する。

この規定は平成29年1月10日から施行する。

この規定は平成29年2月7日から施行する。

この規定は平成29年6月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は令和 1年6月1日から施行する。

この規定は令和 2年4月1日から施行する。

この規定は令和 2年6月1日から施行する。